

お知らせ

平成29年2月3日
東北電力株式会社

風力発電設備の接続可能量（30日等出力制御枠）への到達について

当社系統への風力発電設備の接続可能量（30日等出力制御枠）^{※1}は、平成27年11月10日に開催された、国の新エネルギー小委員会第7回系統ワーキンググループにおいて、251万kWと決定されております。

また、当社は、平成27年12月16日に、当社系統への風力発電設備の連系に関して、経済産業大臣から、固定価格買取制度に基づく指定電気事業者^{※2}に指定されております。

（平成27年11月10日、12月16日お知らせ済み）

こうした中、平成29年2月2日時点における当社系統への風力発電設備の接続申込み量（接続済みを含む）が、接続可能量（30日等出力制御枠）の251万kWに到達いたしました。

これにより、平成29年2月3日以降、当社系統への風力発電設備の接続を希望される事業者さまは、指定電気事業者制度のもと、年間720時間を超えた無補償での出力制御に同意いただくことを前提に、系統連系の申込みをいただくこととなります。

当社といたしましては、引き続き、風力発電設備の出力制御日数や時間の低減に向け、出力予測技術の精度向上に向けた検討等を進めてまいります。

以上

※1 30日等出力制御枠：

再生可能エネルギーの固定価格買取制度で認められている年間30日（720時間）の出力制御の上限内で系統への接続が可能な量のこと

※2 指定電気事業者：

接続申込み量が接続可能量（30日等出力制御枠）を超過した場合には、年間30日（720時間）の出力制御の上限を超えた無補償の出力制御を前提として、再生可能エネルギーの系統への連系ができるよう経済産業大臣から指定された一般電気事業者

（別紙）風力発電設備の系統連系申込日に応じた出力制御の適用の考え方